

令和 8 年 8 月 2 6 日

第 8 回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和8年8月26日(水) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員5名) 古谷会長 津野委員 横山委員
堅田委員 大野委員

(推進委員8名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 和田委員 森光委員
谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員3名) 武田会長職務代理者 宮田委員
橋田委員

5. 出席職員 (事務局2名) 中平局長 徳永次長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

7. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和8年第8回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 中平局長 本日は、3番 宮田委員、8番 橋田委員、15番 武田委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任を行います。議長で指名させていただいてよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は12番 谷脇委員、13番 坂本委員にお願いいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第1号 非農地証明願 について議案書をもとに朗読】
議長	古谷会長 説明は終わりました。担当委員から何かございませんか。
意見	16番 古谷会長 谷本委員と一緒に現地を確認してきました。赤い点線の右側は田んぼを意味し、歩いて行く道です。高速道路開通の関係で、立ち退きで家を建てた関係で、道と田んぼの間に、田んぼの部分がそのまま田んぼとして残っているらしいです。既に道みたいな形で使っていますので、農地としては言えないと思います。 この土地を売却する予定で、調査士から証明願いが出ております。
議長	古谷会長

意見	他に、何かご意見等ないでしょうか。
審議	(意見なし)
採決	古谷会長 特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんか。
議長	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長 特にご異議がないようですので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することといたします。
議長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1、番号2、番号3、番号4、番号5、番号6 について議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 それでは補足説明をいたします。 1番と2番については、隣接している農地2筆にハウスが建っており、同一の賃借人が賃借権を設定することから、まとめて補足説明をいたします。 現在、賃貸人と賃借人は、利用権を令和8年8月30日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び妻がそれぞれ年間260日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、水稻、みょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 3番について、これまで、賃貸人と賃借人が、利用権を令和8年9月30日まで設定し

	ており、利用権満了後も継続して、賃借人が農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人はきゅうりを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び子が年間305日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、きゅうりを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 4番について、市内に在住している譲渡人から、市外に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人は水稻、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び父が年間250日、妻が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、水稻を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 5番と6番については、隣接している農地2筆にハウスが建っており、同一の賃借人が賃借権を設定することから、まとめて補足説明をいたします。 現在、賃貸人と賃借人が、利用権を令和8年9月30日まで設定しており、利用権満了後も継続して、賃借人が農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稻、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間280日、母が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、みょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。 議長 古谷会長 補足説明も終わりましたので、担当委員からの意見を順次伺いしていきたいと思えます。 まず番号1と番号2の関係ですけれど、お願いします。 意見 10番 横山委員
--	--

		ハウスの継続で問題ないです。
議	長	古谷会長 ハウスの継続ですね。問題ないということです。番号1と番号2について、他に委員さん意見ございませんか。
意	見	(意見なし)
議	長	古谷会長 次は番号3をお願いします。
意	見	6番 森田委員 継続でキュウリを作っています。問題ないです。
議	長	古谷会長 他の委員からご意見ございませんか。
意	見	(意見なし)
議	長	古谷会長 番号4をお願いします。
意	見	4番 三本委員 問題ないと思います。
議	長	古谷会長 市外から稲を作りに来るということになっていますが、問題ないということですね。他の委員からご意見ございませんか。
意	見	(意見なし)
議	長	古谷会長 番号5と番号6ですけれど、お願いします。
意	見	4番 三本委員 問題ないです。

議 長	古谷会長 問題ないということでした。他の委員さんからご意見ございませんか。
意 見	(意見なし)
議 長	それでは番号1から番号6までを通して、ご意見はございませんか。
意 見	(意見なし)
審 議	特に、ないようでしたら、農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することで異議ございませんか。
採 決	農業委員(異議なし) 多数。
議 長	古谷会長 特に、ご異議ないようですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、番号1、番号2、番号3、番号4、番号5、番号6を許可することといたします。
議 長	それではその他へ移りたいと思います。委員から何か提案とかないですか。 事務局からはございませんか。
そ の 他	中平局長 「農業委員の募集について」
そ の 他	徳永次長 「農業者年金の研修会の案内について」
閉会宣言	古谷会長 それでは今回の提出された議案は終わりました。その他の件も終わりました。 ないようでしたら、以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。
閉会 午後 2時20分	

その真正なることを証して署名する。

議 長

1 2 番 石 脇 輝 央

1 3 番 坂 本 勝 昭